

2020年4月1日からの受動喫煙対策

## たばこ煙流出防止措置の効果確認の測定

「職場における喫煙対策のためのガイドライン（厚生労働省）」に準じる

「喫煙専用室等」の測定を行っています

【測定の一例】

- ①新規設置または変更した喫煙専用室等の各種測定
- ②性能が維持されているかの定期測定
- ③喫煙専用室等のコンサルティング



当社は「労働衛生コンサルタント」が在籍しており、適切な測定の助言  
コンサルティングが可能です。

詳細につきましては

北海道三井化学(株)分析センター ☎0125-52-2384

又は「[hmci-bunseki@mitsuichemicals.com](mailto:hmci-bunseki@mitsuichemicals.com)」へお問合せ下さい。